

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成29年9月4日提出

亀岡市長 桂川孝裕

専決第7号

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年8月9日

亀岡市長 桂 川 孝 裕

損害賠償額の決定について

市は、交通事故による損害賠償の額を下記のとおり決定する。

平成29年8月9日専決

亀岡市長 桂川孝裕

記

- 1 損害賠償の額 320,242円
- 2 損害賠償の相手方 大阪市住吉区長居東2丁目8-21
ウエダ化成株式会社
代表取締役 上田 茂樹

3 事故の概要

平成29年6月8日午後3時30分頃、亀岡市余部町宝久保地内の営業所内において、市車両が後進した際、車両の後方部が、駐車中の相手方所有の車両の右後方部に接触し、相手方車両が損傷した。

損害賠償額の決定について

- 1 損害賠償の額 320,242円
- 2 損害賠償の相手方 大阪市住吉区长居東2丁目8-21
ウエダ化成株式会社
代表取締役 上田 茂樹

3 事故の概要

平成29年6月8日午後3時30分頃、亀岡市余部町宝久保地内の営業所内において、市車両が後進した際、車両の後方部が、駐車中の相手方所有の車両の右後方部に接触し、相手方車両が損傷した。